

令和6年9月

# 患者さんへ

## 先発医薬品の薬剤費一部自己負担についてのご案内

令和6年10月から先発医薬品を希望される場合は、保険薬局において保険給付外である選定療養の扱いとして一部自己負担が必要になることがあります。これは、先発品と後発品の差額の4分の1相当額であり、後発品のある先発品のうち約1,000品目が該当し、医薬品ごとに金額が異なります。詳しくは保険薬局でご確認ください。

先発品または後発品の選択にあたっては医療機関との間で患者さんの自由な選択と同意により決まるものであり、最終的に保険薬局で先発品を希望し選択した時点で自己負担の有無が決まります。

ただし、後発品を使用できない理由（過去に当該後発品で副作用を経験した、効果が得られなかった、在庫が無いなど処方医や薬剤師により判断されたもの）がある場合のほか、当院の院内処方や入院中で使用される医薬品については該当せず現行通りの対応となります。

参考：厚生労働省の関連ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)



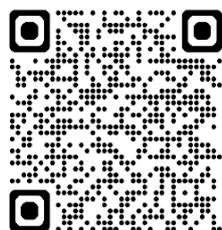
## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします